

運営規程 社会福祉法人春日福祉会 春日原保育所

施設名称	春日原保育所
施設の目的	児童福祉法に基づく乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。
運営の方針	一、 保育は、安全かつ健康でなければならない。 二、 保育は、無差別平等でなければならない。 三、 保育は、自立援助でなければならない。
提供する教育・保育の内容	通常保育 延長保育(通常保育後2時間) 一時保育
職員の職種、員数、職務内容	施設長 1 名 施設の統括業務 主任保育士 2 名 施設長の補佐、保育士の統括、保育業務管理 保 育 士 児童福祉施設最低基準に基づく最低基準以上 保育業務全般に従事 (保育計画・保育記録・家庭連絡・通常保育業務、他) 保育補助 保育者の補助 看護師 看護業務に従事しながら、保育に携わる 事務員 会計事務に従事 調理員 3 名以上 給食業務全般に従事 嘱託医・内科小児科医 1 名 歯科医 1 名 入所児の健康管理及び健康管理に関するアドバイス
教育・保育の 提供を行う日、時間	開所日・以下に掲げる休日以外 休 日・日曜祝日及び年末年始 開所時間・7時00分～18時00分まで (上記以降延長保育20時00分まで) 短時間保育認定の子どもの保育時間・9時00分～17時00分迄

保護者から受領する利用者負担の種類、理由、金額	保育料・市が金額を設定し、保護者が市に納付 乗せ徴収・無し 実費徴収・3歳児以上の月4回程度の主食提供に関わる主食代 (半年ごと1200円＝一食当たり50円計算) 副食費 3歳児以上 4500円/月 他・帽子、体操服等、希望者のみ購入 【全児】 帽 子 1000円 【3・4・5歳児】 体操服上 2000円 体操服下 2000円 【5歳児】 バス遠足 バス代 一部負担/年 布団リース：布団上下 1100円/月
利用定員	0歳児 20名 1・2歳児 50名 3歳児 30名 4歳以上 70名 計 170名 ※その年の入所状況により変更があります。
利用の開始、終了に関する事項、利用に当たっての留意事項	開始・春日市が保育の実施について決定した時 終了・子どもが就学した時 子どもの保護者が、法に定める2号または3号の認定の支給要件に該当しなくなった時 その他・利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時
緊急時等における対応方法	春日原保育所各種マニュアルに基づき対応 ◎危機管理(アレルギー対応含む)、救急対応、感染症対応、健康管理、給食衛生管理、等々
非常災害対策	原則施設内にて待機、保護者の迎えを待つ。 理由：公民館や小学校に行くには、車が多い危険な車道を横ざらなくてはならない為。
虐待の防止のための措置に関する事項	支援センター・児童相談所・市の担当課・嘱託医との連携の他、小学校との連携もある。定期的に支援センターと市の担当者・施設側との見守り会議を開く。
その他施設の運営に関する重要事項	苦情解決規定・個人情報保護規定整備済み。 法令遵守責任者 春日市子ども未来課長